

令和7年度 富士市社会福祉法人一般監査実施計画

富士市社会福祉法人指導監査実施要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する令和7年度の一般監査の実施計画を次のとおり定める。

第1 一般監査は、富士市長が所轄する21法人のうち、7法人について実施するものとし、対象法人及び実施時期は別に定める。

第2 指導監査の実施日については、当該法人が設置、運営する社会福祉施設の指導監査の日程を考慮し、法人と調整をして決定する。

第3 要領第3条に規定する指導監査方針及び主眼事項については、別に定める。

第4 法人の運営、法人が経営する施設及び法人の行う事業について、指導監査の必要が生じたときは、当初の計画に追加して一般監査を随時実施する。また、事由に応じて特別監査を随時実施する。